

番号	833
特定事業の名称	校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(昭和51年1月23日文部事務次官通達)第五. 5. (2)(3)(4)</li> <li>○各種学校規程の制定について(昭和31年12月27日文部事務次官通達)第九条について</li> <li>○私立学校法の施行について(昭和25年3月14日文部次官通達)四2(三2)</li> <li>○準学校法人の認可基準の解釈および運用について(昭和35年5月26日文部省管理局長通達)別紙 I 1(2)</li> </ul>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	専修学校又は各種学校の設置認可及びこれらの設置を目的とする準学校法人の寄附行為(の変更)の認可にあたっては、校地・校舎は原則として自己所有であることを求めている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、教育上の特段のニーズがあると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該ニーズに対応した教育を行う専修学校若しくは各種学校の設置又はこれらの学校の設置を目的とする学校法人若しくは準学校法人の寄附行為の認可(既存の学校法人の寄附行為の変更の認可を含む。)にあたっては、学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合に、その校地・校舎等の自己所有要件を求める必要がないこととする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	931
特定事業の名称	入居定員を3人以上7人以下とする指定知的障害者地域生活援助事業
措置区分	省令・通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第80号)第84条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	指定知的障害者地域生活援助事業所(知的障害者グループホーム)の入居定員は、4人以上7人以下とする。
特例措置の内容	知的障害者グループホームの利用者に個室を提供するための適当な物件の確保が困難である場合に、地方自治体の障害者計画、地域の物事情況及びニーズ等を総合的に勘案し、関係する都道府県及び市町村がやむを得ないと判断する場合には、両者の十分な調整のもと、入居定員を3人以上7人以下とする知的障害者グループホームの設置を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	932
特定事業の名称	認知症対応型共同生活介護の短期利用事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	あらかじめ利用期間を定めて指定痴呆対応型共同生活介護を利用することは認められていない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、指定痴呆対応型共同生活介護の事業を行う事業所について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る事業所においては、その短期利用者は、あらかじめ利用期間(退所日)を定めて指定痴呆対応型共同生活介護を利用することができる。 1. 1の共同生活住居における短期利用者の数は1とすること。 2. あらかじめ定める利用期間は30日以内とすること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1142
特定事業の名称	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第79条第1項第1号、第94条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理審査を受審しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受審しなくてはならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1.に定める条件を満たす研究開発用温泉熱利用発電設備(汽力(温泉熱を利用するものに限る。)を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの)を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2.の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。</p> <p>1. 条件</p> <p>(1)出力が10キロワット未満であること。</p> <p>(2)最高使用圧力が5メガパスカル未満であること。</p> <p>(3)最高使用温度が100度未満であること。</p> <p>(4)電線路(当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。)により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1)以下に掲げる研究事業の概要</p> <p>当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>研究開発を実施する期間</p> <p>当該設備を設置する位置</p> <p>熱媒体の種類</p> <p>(2)当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項</p> <p>機械工学</p> <p>材料工学</p> <p>電気工学</p> <p>化学工学</p> <p>(3)保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1307
特定事業の名称	網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業
措置区分	省令・通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第48条第1項等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	網・わな猟にかかる狩猟免許について、網及びわなの両方の使用を目的とした免許となっている。
特例措置の内容	<p>鳥獣による農林業等に関する被害が甚大であって、かつ当該被害に対する捕獲の適切な実施が困難な地域において、鳥獣による農林業被害等を防止し、適正な鳥獣の保護管理の推進と狩猟における安全性の確保を図るために地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特区地域計画を申請し認定された場合、認定された区域内においては網・わな猟免許に係る狩猟免許試験の実施に当たり、申請者から網又はわなのいずれかを選定して申請があった場合、網又はわなのいずれかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、狩猟免許を受けることができるよう措置することができることとする。</p> <p>なお、市町村が申請主体となる場合においては、管轄都道府県知事の狩猟免許事務のうち、狩猟免許試験の実施にかかる事務が当該市町村に委任がなされている場合、又は都道府県知事が当該市町村における特例を措置するとしている場合に限る。</p> <p>また、当該特区内で受けた免許については、当該特区内について登録ができることとし、当該特区内における狩猟者登録に当たっては、試験を受けた網又はわなごとに登録を行うこととする。</p> <p>さらに、免許の申請及び登録の申請の対象者は、当該特区内に住所を有する者に限る。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし